

## 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和6年度分）

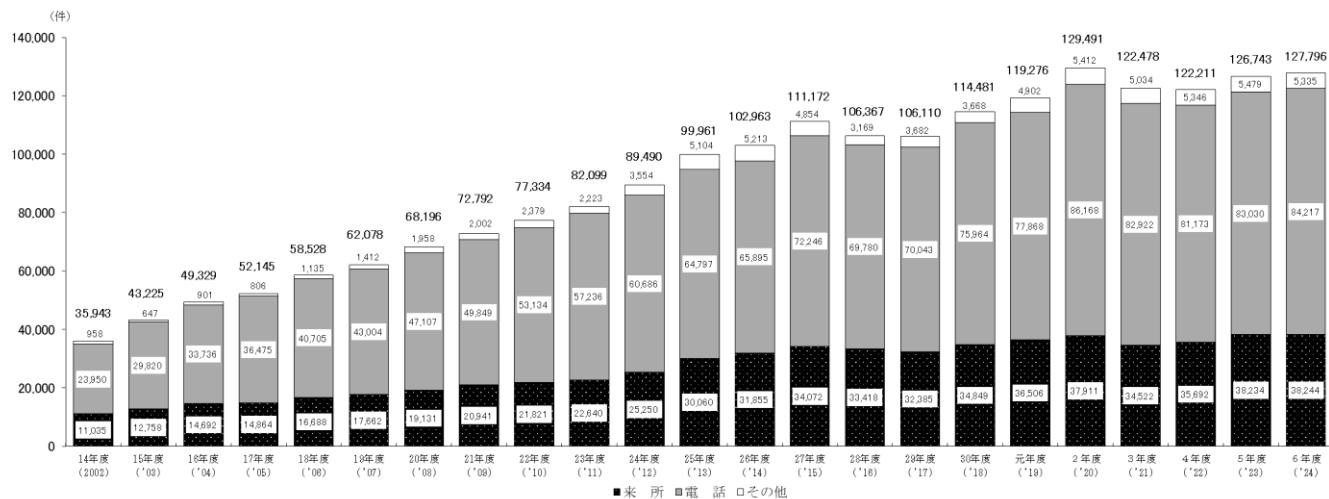
この結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の全国317か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を令和7年10月時点で取りまとめたものである。

### 1 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数等

#### （1）配偶者暴力相談支援センターにおける相談の種類別相談件数等

	実人員			相談件数								
	総数	性別		総数	性別			総数	加害者との関係			
		女	男		女	男	その他		配偶者	離婚済	生活の本拠と共にする（した）	
総数	74,640	71,507	3,115	18	127,796	123,855	3,866	75	127,796	99,943	3,094	2,823
来所	23,403	22,806	595	2	38,244	37,440	804	0	38,244	28,276	1,111	600
電話	48,527	46,065	2,447	15	84,217	81,189	2,958	70	84,217	67,811	1,753	2,018
その他	2,710	2,636	73	1	5,335	5,226	104	5	5,335	3,856	230	205

＜図 相談件数の年次推移＞



＜参考 DV相談プラス（※）に寄せられた相談件数（令和6年4月～令和7年3月）＞

※「DV相談プラス」は、令和2年4月に、内閣府が開設した相談窓口。なお、メール相談は、令和7年3月を以て廃止。

総数	45,858
電話相談	25,853
SNS相談	13,610
メール相談	6,395

#### （2）施設の種類別相談件数

	施設数	総数	相談の種類			総数	性別			
			来所	電話	その他		女	男	その他	
総数	317	127,796	38,244	84,217	5,335	127,796	123,855	3,866	75	
男女共同参画センター・女性センター	52	35,408	9,471	24,537	1,400	35,408	33,696	1,703	9	
女性相談支援センター	49	31,808	6,797	24,120	891	31,808	31,029	777	2	
福祉事務所	116	27,784	11,202	15,131	1,451	27,784	27,218	509	57	
児童相談所	11	2,471	873	1,522	76	2,471	2,384	87	0	
保健所	14	935	270	631	34	935	904	31	0	
その他	75	29,390	9,631	18,276	1,483	29,390	28,624	759	7	

(3) 都道府県別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数				1センター当たり 相談件数
			来 所	電 話	その他の		女	男	その他の	
全 国	317	127,796	38,244	84,217	5,335	127,796	123,855	3,866	75	403.1
北海道	21	2,864	1,069	1,757	38	2,864	2,720	141	3	136.4
青 森	10	1,679	475	1,106	98	1,679	1,652	27	0	167.9
岩 手	12	1,644	882	643	119	1,644	1,619	24	1	137.0
宮 城	3	2,366	941	1,353	72	2,366	2,341	25	0	788.7
秋 田	6	799	420	361	18	799	798	1	0	133.2
山 形	5	494	169	294	31	494	486	8	0	98.8
福 島	9	1,790	861	897	32	1,790	1,752	38	0	198.9
茨 城	5	1,626	382	1,147	97	1,626	1,561	65	0	325.2
栃 木	5	2,917	686	2,131	100	2,917	2,867	50	0	583.4
群 馬	9	2,179	716	1,379	84	2,179	2,135	44	0	242.1
埼 玉	25	7,856	3,054	4,698	104	7,856	7,574	229	53	314.2
千 葉	20	8,884	2,911	5,799	174	8,884	8,718	165	1	444.2
東 京	22	24,305	7,381	15,764	1,160	24,305	23,717	587	1	1,104.8
神 奈 川	5	5,633	144	5,371	118	5,633	5,024	605	4	1,126.6
新 潟	3	3,408	504	2,673	231	3,408	3,342	66	0	1,136.0
富 山	2	1,663	378	1,173	112	1,663	1,660	3	0	831.5
石 川	2	1,130	613	492	25	1,130	1,110	20	0	565.0
福 井	8	445	163	272	10	445	423	22	0	55.6
山 梨	2	1,010	173	837	0	1,010	1,001	9	0	505.0
長 野	3	649	129	400	120	649	626	23	0	216.3
岐 阜	9	1,174	277	878	19	1,174	1,118	56	0	130.4
静 岡	4	4,108	1,260	2,519	329	4,108	4,008	99	1	1,027.0
愛 知	2	1,876	498	1,325	53	1,876	1,785	91	0	938.0
三 重	1	327	101	219	7	327	311	16	0	327.0
滋 賀	3	1,390	426	938	26	1,390	1,325	65	0	463.3
京 都	5	5,940	1,410	4,077	453	5,940	5,816	124	0	1,188.0
大 阪	15	7,783	2,266	5,147	370	7,783	7,425	357	1	518.9
兵 庫	19	9,200	2,593	6,180	427	9,200	8,912	285	3	484.2
奈 良	2	779	225	521	33	779	761	18	0	389.5
和 歌 山	1	470	124	339	7	470	453	17	0	470.0
鳥 取	3	316	96	172	48	316	302	14	0	105.3
島 根	2	847	237	530	80	847	823	24	0	423.5
岡 山	4	1,685	483	1,173	29	1,685	1,618	67	0	421.3
広 島	6	1,514	453	991	70	1,514	1,460	54	0	252.3
山 口	2	587	169	405	13	587	567	20	0	293.5
徳 島	5	1,699	548	1,119	32	1,699	1,690	9	0	339.8
香 川	1	1,190	171	987	32	1,190	1,179	11	0	1,190.0
愛 媛	3	858	407	431	20	858	837	21	0	286.0
高 知	1	756	415	296	45	756	733	23	0	756.0
福 岡	12	2,090	307	1,695	88	2,090	1,964	126	0	174.2
佐 賀	2	823	266	523	34	823	819	4	0	411.5
長 崎	4	1,343	554	761	28	1,343	1,318	25	0	335.8
熊 本	4	1,989	881	1,001	107	1,989	1,920	63	6	497.3
大 分	3	912	268	607	37	912	898	14	0	304.0
宮 崎	1	401	109	291	1	401	398	3	0	401.0
鹿児島	19	2,431	989	1,337	105	2,431	2,352	79	0	127.9
沖 繩	7	1,967	660	1,208	99	1,967	1,937	29	1	281.0

## 2 法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総 数	609
-----	-----

## 3 法第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総 数	14
-----	----

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求める際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

## 4 法第6条による通報を受けた件数

総 数	3,845
-----	-------

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

## 5 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

	総 数	性別			総 数	言語別										
		女	男	その他		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	ベトナム語	その他	不明
総 数	1,825	1,800	25	0	1,825	352	76	184	391	26	179	5	77	96	365	74
来 所	731	719	12	0	731	125	24	57	163	9	84	2	48	36	126	57
電 話	846	834	12	0	846	192	51	111	136	17	91	3	11	36	184	14
その他	248	247	1	0	248	35	1	16	92	0	4	0	18	24	55	3

## 6 障害者である被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

	総 数	性別			総 数	知的障害	精神障害	身体障害						その他の障害
		女	男	その他				小計	視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語・そしゃく機能の障害	肢体不自由	その他の身体障害	
総 数	14,166	13,836	275	55	14,409	949	12,503	842	106	101	15	363	257	115
来 所	3,270	3,197	73	0	3,332	279	2,730	304	40	41	7	124	92	19
電 話	10,229	9,978	196	55	10,405	593	9,228	491	60	52	6	223	150	93
その他	667	661	6	0	672	77	545	47	6	8	2	16	15	3

## 7 同居している未成年の子の有無及び状況

「1 相談件数等」の実人員のうち、同居している未成年の子（18歳未満）の有無及び状況について集計した。なお、「面前DV」は、子が直接的にDVを目撃している場合に限る。

	総 数	有	虐待あり	無		不明
				面前DVのみ	その他	
総 数	74,640	40,253	27,700	16,029	22,766	11,621

## 8 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1 相談件数等」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。

また、「通報」は「4 法第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの通報件数を集計した。

	総 数	性別			通 報
		女	男	その他	
総 数	2,497	2,377	116	4	204

## 9 ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。

うち、「1 相談件数等」及び「8 交際相手からの暴力に関する相談件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総 数	性別			
		女	男	その他	
総 数	1,059	1,033	20	6	

(参考)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）（抄）

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する女性相談支援センターその他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

## 10 緊急時における安全の確保を行った件数

配偶者暴力相談支援センターが実施した「緊急時における安全の確保」のうち、施設への入所やホテル等への宿泊を伴う件数について集計した。なお、女性相談支援センター及びその委託先が実施した一時保護は含まない。

### (1) 日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	不明
総 数	598	157	75	84	257	25

### (2) 施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総 数	598	83	88	256	171

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。